

4 政策情報の共有化

県、市町村が保有する情報で、組織内で共有化したり、組織外へ提供されれば広く政策形成に役立つ情報が存在する。ここでは、共有化（提供）の範囲ごとに、情報の種類・内容、共有化の手法や課題等を整理する。

なお、そもそもその組織に政策形成の意識・体制がないと、情報を共有化しても意味がないという意見や、政策は自らの工夫により考えるものであり共有化によって政策形成の独自性が失われるという意見がある。それぞれ一理はあるものの（特に前者）、対象とする情報や共有化の範囲によっても異なるものであり、いかなる場合においても共有化の効果がないというものではない。

表2 共有化により政策形成に役立つ情報の種類

共有化の範囲		情報の種類
組織内での共有化	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事務分掌・配席図 ・議会参考資料 ・講演会等の内容報告、審議会等の議事録・資料、統計調査・照会結果
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの意見・要望・苦情
県・市町村間での共有化		<ul style="list-style-type: none"> ・県議会参考資料 ・市町村に対する各種調査・照会結果 ・各種補助金の一覧
市町村間での共有化		<ul style="list-style-type: none"> ・独自の取組事例
県民・住民も含めた共有化		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の議事録・資料 ・取組事例

（１）組織内での共有化

庁内で共有化することにより政策形成に役立つ情報は、県と市町村では異なるものが想定される。以下県・市町村ごとに整理する。

ア 県庁

（ア）事務分掌・配席図

アンケート調査において、県庁内で共有化することにより政策形成能力が高まったり、事務の効率化に資すると思われる情報があるか尋ねたところ、多い順から「議会参考資料」、「事務概要」、「要綱・要領、内規」、「配席図」、「統計資料、調査・照会結果」等が挙げられた。

これらについては、大きくは事務処理の効率化に資するものと、政策の内容に関するものに分かれるが、前者については、基本的には各課・各グループの

事務の内容とそれぞれの担当者、電話番号が分かる情報ということになる。具体的には各課・グループの事務分掌と配席図を庁内ネットで共有化するのがよいのではないか。それぞれ既存資料であり、仕組みさえつくれば新たに作成する手間は要らない。

もちろん、現在でも職員録や電話番号簿、HPなど既存の情報でおおまかなことは分かる。しかし、例えば担当を間違えてかけた電話への対応が必ずしもいいとは言えなかったり、直接の担当者に話をもちかけないとうまく伝わらなかったりすることはまま起こりうることであり（情けない話ではあるが）、共有化のメリットは大きいと思われる。

（イ）議会参考資料

内容の面から政策形成に資する情報としては、まず議会参考資料が挙げられる。議会参考資料の共有化については、アンケート調査によると、一部可能も含めると共有化は可能とする意見が大多数を占めたが、実際に共有化を図るに当たっては、以下のようなさまざまな問題が考えられる。

組織に政策形成の意識・体制がない中で情報を共有化しても役に立たない（前述）。

実際に他課室の情報を必要とする場合は限られるのではないか。

共有化可能といっても、部分的に（又は条件つきで）可能とする意見が多くを占めるが、この場合共有化可能な部分と不可能な部分を分ける手間がかかる。

入力や更新の手間と利用度を考えると、費用対効果に欠けるのではないか。

これらの点を勘案すると、現段階では、内容すべてを庁内ネットで共有化するのではなく、項目のみを載せ、それを基に必要があれば個別に各課から入手するという方法が現実的であろう。ただし、その場合、他課に開示できない情報があれば、開示可能な部分と不可能な部分（基本的にはこの判断は情報公開基準によるべきであろう）を予め分けておくとともに、開示することを嫌がないという態度が必要である。その上で、あまりに需要が高く個別に開示する方が手間であるような状況であれば、内容も庁内ネットに載せればよい。

（ウ）その他

その他にも内容面で政策形成に資する情報がいくつか考えられるが、その一つはアンケート調査でも一部の人から意見があったように、講演会やセミナー等の概要（復命書）である（県主催のもので報告書を作成するものは、その内容をHPで公開すべきであるので、ここでは県以外のものに職員が出席した場

合である)。講演会やセミナーは、職務として出席する以上、そもそも結果を課内やグループ内で報告し、知識・情報を共有化すべきものであるし(現実には忙しくてなかなかできていないが)、せつかく課内で共有化するのであれば、それを全庁に広げればより有効な活用が期待できる。

情報の二つめは、審議会、委員会、検討会の議事録や資料である。審議会等は、まさに政策形成の一過程として、幅広い議論がなされている(はずの)ものであり、また、そこに提出される資料も、時間と手間をかけた分かりやすいものが多く参考になる。なお、公開の審議会等の結果については、庁内の共有化に限る必要はなく、広く県民に情報提供すべきである。現に、国では、多くの審議会等について情報をHPで提供している。本県でも一部の審議会については議事録・資料等が提供されているが、少数である。

情報の三つめは、統計資料や各種照会・調査結果である。公表されているものでもHPに掲載されていないものや、各課が業務上実施している非公表の統計や照会・調査の類は多いと思われる。これらについて、内容までは難しいとしても、少なくとも項目は庁内ネットに載せて全庁で共有化し、必要に応じ個別に照会するシステムにするのが望ましい。

イ 市町村

市町村の場合、組織の規模等から、庁内での情報の共有化の度合いはもともと県より高いのに加え、それを高める方法についても、会議や回覧など庁内ネット以外のさまざまな工夫が可能である。こうしたなかで、今後共有化の必要性が高いものとして、研究員間の議論の中では、住民からの意見・要望・苦情が挙げられた。住民からの意見等は、施策・事業に直接関連するものが多く、担当部署が判断の参考にすることはもちろんであるが、担当部署以外にも関係があったり、関係はなくても職員が広く住民感覚を養う材料になったりする。こうした点から、庁内で共有化を図る意義は大きい。

民間企業で消費者志向の強い企業では、消費者相談室に寄せられた情報や営業活動等で得た情報を整理・分析するとともに、社内(場合によっては社長を含めた全社)で共有化し、経営判断や商品開発に活用している。行政の中で住民に最も近い市町村は、まさしくこれと同じ姿勢をもつべきであろう。なぜなら、地方分権が求められた背景の一つに、国の施策が住民ニーズを十分反映できなくなったという点があることを考えると、政策づくりに最もふさわしいのは市町村であるからである。

ところで、一口に住民意見といっても、いろいろな情報ソースがある。それらのうち住民アンケート調査やメール・FAX等での受付制度に寄せられた意

見等については、既に何らかの形で共有化がなされているところが多いと思われる（そうでないところは、至急実施すべきである）。ただ、報告書等の回覧では、手元に来たときに忙しいと読まなかったり、後で探すのもおっくうに感じたりするので、データベース化し必要な時にいつでも取り出せるようにすることが望ましい。

より重要なのは、担当者が電話や窓口で直接受ける意見・要望・苦情である。こうした意見等は、よかれ悪しかれ事業の実態を踏まえた強い意見であり、一般論的な意見に比べると、具体的な施策に結びつくような住民ニーズを反映している場合もある。ただ、普遍的なニーズではないもの（つまりは住民エゴ）も多いうえ、担当者としては何もせずにすめば放っておき、それが無理でもできる限り手間をかけずに処理したいという意識が働きがちであり、これまで情報を共有化しようという姿勢にはならなかった。しかし、住民ニーズを踏まえた政策形成という観点からは、今後これらをどのように活用するかが重要なポイントである。

具体的には、全庁的にフォームを決めて、意見者の属性や意見の内容、対応策を記入し、それを何らかの方法で共有化するというのが基本になろうが、導入までには多くの点を検討する必要がある。そのいくつかを例示すると以下のとおりである。

寄せられた意見をすべて記入するのか、重要性が高いものに限るのか。

後者の場合はその基準は。そして誰が判断するのか。

折衷案として重要度の低いものは項目程度とし、高いものは内容も記入するという方法はどうか。

共有化の方法は。

共有化について個人情報保護の観点から問題はないのか。

（以下庁内ネットに載せると仮定した場合について）

随時提供するのか、ある程度まとまり分類してからか（件数にもよる）。

整理・分類の方法は。そもそも誰がするのか。

随時個票を入力し自動的に一覧表に加えられるというシステムは可能か。

なお、企業において消費者からの意見等の情報を社内で共有化し、製品開発や企業経営に活用している事例として、花王（株）消費者相談センターのヒアリングを行ったので、別添の結果報告をご覧いただきたい。

（２）県・市町村間での共有化

ア 共有化の条件

次に、県と市町村間での情報の共有化について考えてみたい。

これについては、県の情報を市町村が利用する場合と、市町村の情報を県が利用する場合がありうるが、情報の利用度や情報入手の実態（県は現段階でも市町村の情報を入手するのはそれほど難しくないのに対し、市町村は県の情報が得にくいケースがある）などを考えると、前者が中心になるであろう。つまり、共有化のメリットは主には市町村の側にあるということになるので、共有化のために県に負担が生じると実現は難しい。

従って、共有化の条件としては、

まず情報が県庁内で共有化されていること

その情報を市町村に提供することに内容的に支障がないこと

その情報を市町村に提供することに、大きな負担がかからないこと

その情報が市町村に有用なこと

などの点が挙げられる。

また共有化の手法としては、現時点は自治体情報ネットワークシステム、将来的にはL G W A Nが考えられよう。

イ 議会参考資料

こうした観点から（１）で示した県庁内で共有化すべき情報をみると、やはり検討すべきは議会参考資料ということになるろう。（１）での整理によると、県庁内で共有化が可能な部分は、情報公開で開示できる部分であり、内容的には市町村にも情報提供できるものである。後はその仕組みだけであるが、県庁内と同じように項目のみを共有化し、必要な場合は個別に照会することとし、送付はメールを使えば手間はかからない。

ウ 調査・照会結果

次に、市町村に対する各種調査・照会結果が挙げられる。これについては、現在取扱いが統一されておらず、集計でき次第市町村にバックしている例や、何かの機会にバックするもの、そして県の参考にとどめ結果はバックされないものがあると思われる。情報を占有し、聞かれればおもむろに教えることが県の県たる所以だなどとケチなことは考えずに、調査すれば必ず結果をバックし、後の照会等の手間を省くべきであろう（あるいは対等・協力の関係にある団体間のエチケットであろう）。もっとも、内容によっては他市町村には開示しないという条件で回答している情報があるので、そういったものは注意が必要である。

エ 国・県の制度

さらに補助金をはじめ、国・県の制度の情報も市町村にとっては有用である。国の省庁や県の担当部局ごとには、インターネットでかなりの情報が提供されているが、完全に網羅されているとは言えず、また、省庁や部局ごとの情報提供であるので、ある事業に適用できる補助金が複数の省庁・部局にある場合は、それらをすべて検索するのは手間と工夫を要する。補助制度等が内容面から整理された情報があると確かに便利である(平成12～13年度の愛知県市町村政策形成研究会において市町村に対し実施したアンケート調査においても、県の保有する情報で入手したいと思うもののトップに挙げられていた)。

ただ、これについては既存のものがなく、また県庁内での共有化のメリットは少ないため、市町村向けに新たに作成することになるという点と、毎年のメンテナンスをどうするかが問題となる。これらを考えると、個々の補助金等の情報は県が提供するとしても、そのとりまとめと結果の提供は市長会や町村会が主体となっていくことが望ましいのではないかと考えられる。

さらに、新規の事業・制度に関しては、市町村の予算編成の関係では、より早い段階からタイムリーな情報が提供されることが望ましい。新年度に入り、詳細まで固まってから情報が提供されても、時間的に対応できない場合がある。この点からは、市長会、町村会等が積極的に情報収集を行い(県ももちろん協力し)、得られた情報をメルマガ等で随時市町村に提供していくというのがよいのではないかと考えられる。

また、補助金に限らず、要綱、要領、内規など、制度の具体の運用基準が分かる資料の提供を望む声もあるが、これも市町村が主体となって収集・提供するのが望ましい。

なお、今後はNPOやボランティア活動への支援(というより協働)が重要であり、そうした人たちが利用できる制度等の情報提供にも力を入れるべきであろう。

(3) 市町村間での共有化

アンケート調査によると、主に市町村間で共有化すべき政策情報としては、
主要施策・主要プロジェクト

独自の取組事例

条例・規則、統計、総合計画・個別計画など市町村の基本情報

が挙げられた。このうち と は、市町村間に限らず、広く住民に提供すべき情報であり、各市町村がHPでの情報提供に力を入れていけば、市町村間でも共有できる。このため、ここでは特に について考えてみたい。

政策形成に際して、他市町村の先進的な取組や特色ある取組事例が参考にな

ることは前にも述べたとおりであり、事例情報を共有化することは意義が大きい。政策は自分で考えるものであり、事例を共有化することによって、独自性が薄れるという意見もあるが、これは姿勢の問題であり、安易に始めから他の事例を真似るような姿勢では問題があるが、まず、自らの基本方向を固めたうえで、他の事例を参考にすれば、自分では気がつかないいいところが見つかったり、ネックになっている事項の解決方法が見つかったりするものである。もちろん、実際の政策づくりのプロセスやその中で苦労した点など、本当に欲しい情報は直接聞かないと得られないことも多いが、それでも、事例を探したり基礎知識を得たりする際の参考になる。

ただ共有化が有効と言っても、市町村間での共有化だけを目的とするサイトを設けることは労が多い。今や行政だけが政策を考える主体ではないことや、住民に対するアカウントビリティーという点を勘案すると、各市町村がHPでの情報提供を充実すべきであろう。例えば、各市町村のHPに「我が市町村自慢の取組」といったコーナーを统一的に設けるなどである。その上で、県のHPにそれらの案内ページを設けてリンクを貼ったり、「全国自治体善政競争・平成の関ヶ原合戦」にリンクしておけばよい。

(4) 県民・住民も含めた共有化

政策形成に関する情報(特に政策形成過程のもの)は、これまであまり県民・住民に提供されてこなかった。これは、一つには政策形成はもっぱら行政の役割であり、そもそも政策情報への県民・住民の需要がなかったからであり、もう一つは情報を出すとうるさいことが多くなり、できるだけ情報はださないようにするというかつての行政の基本姿勢によるものである。しかし、この2つともが今や大きく変わりつつある。政策づくりは決して行政の専売特許ではなく、計画・事業の早い段階から住民参加を求めたり、住民と協働したりする例は増えているし、住民サイドでも自ら政策を提言しようという動きがでてきている(市民のための政策づくりというサイトもいくつか存在する)。このため、政策形成に役立つ情報への住民のニーズも増えている。

一方、情報公開をめぐるさまざまな事件の過程で、行政の秘密主義的な体質は鋭く批判を浴び、また行政も反省すべきところは反省し、今や積極的にアカウントビリティーを果たす組織に生まれ変わっている(はずである)。この点からは、(1)~(3)で行政内部での共有化を検討した情報の中で、県民・住民のニーズがありかつ行政のアカウントビリティーに資するものについては、積極的に情報提供すべきであろう。審議会等の議事録・資料や県・市町村の取組事例などはすぐにでも可能であると思われるし、県の議会参考資料につ

いても、これだけの手間と労力（つまりは人件費という県民の税金）をかけてつくった知的資産が行政内部のみの利用にとどまるのは素直にもったいないと思う（異論もあろうが）。

さらに、これまでは行政が保有する情報の行政内での共有化や、県民・住民への提供を中心に考えてきた。しかし、今後は地域づくりに取り組む民間団体の情報や、こうした活動への民間の支援制度など、行政以外の情報の重要性が高まっている。こうした情報をうまく集めて提供したり、県・市町村のHP内に民間活動のコーナーを設けるなど、情報交流の場づくりを図ることが重要であろう。